様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（申請先）丸亀市長　宛

丸亀市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書

申請者　住所

　　　　氏名

　　　　電話

　　　　被害者との続柄（　　　　）

　丸亀市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第7条の規定により、必要書類を添えて次のとおり丸亀市犯罪被害者等転居費用助成金の交付を申請します。

なお、丸亀市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の規定を遵守し、同意・確認事項に同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| １被害を受けた方 | 別添「犯罪被害に関する申立書」のとおり |
| ２対象要件 | （被害の状況）別添「犯罪被害に関する申立書」のとおり |
| （居住が困難な理由）□　住居又はその付近において被害を受けたため□　二次被害又は再被害を受けた若しくは受けるおそれがあるため□　犯罪行為による傷害や後遺障害、家族構成員の死亡等のため |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３申請内容 | 転居前の住居 |  |
| 転居後の住居 | □申請者欄と同じ |
| □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 転居日 |  |
| 申請額 | 　　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ４振込先 | 金融機関名 |  | 店舗名 |  |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| ５添付書類 | 被害者の場合 | □　申請者が、犯罪被害を受けたときにおいて、市民であったことを証明することができる書類□　傷害罪に該当する犯罪行為による被害を受けた場合は、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他これに類する証明書□　転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書□　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類□　その他市長が必要と認める書類 |
| 遺族の場合 | □　申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けたときにおいて、市民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを確認することができる書類□　犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し□　申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類□　転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書□　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類□　その他市長が必要と認める書類 |
| * 上記添付書類の省略のため、丸亀市が保有する個人情報の利用（住民票、戸籍等の関係書類に関する調査）に同意します。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６助成の制限等についての確認 | 他の公的な機関による転居費用の助成 | □受けていない　□受けている（機関：　　） |
| 加害者との関係 | □親族でない　　□親族である（続柄：　　） |
| 被害者又は遺族 | □　被害者又は遺族は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていない□　被害者又は遺族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者ではない |
| □　提供する個人情報は、丸亀市犯罪被害者等転居費用助成金交付の目的の範囲内において、警察等の関係機関への照会等に利用されることに同意します。□　丸亀市犯罪被害者等転居費用助成金交付に係る申請内容に虚偽がないことを認め、当該助成金の交付後に交付を受ける資格がないと判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと市長が認めた場合には、助成金を市に返還することに同意します。 |